

参 考 資 料

近年の答申における消費課税等 に関する主な指摘事項

※ 本資料は、今後の審議に供するため、近年の答申において消費課税等に関し指摘された主な事項を、便宜、事務局において項目毎に整序したものである。（なお、指摘事項の詳細は、答申本体を参照されたい。）

（注）本資料における各答申の表記については、次のとおり略称している。

- ・「わが国税制の現状と課題（平成 12 年 7 月）」……………【現状と課題】
- ・「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）」……………【基本方針】
- ・「少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月）」……………【少子化答申】
- ・「平成 15 年度における税制改革についての答申（平成 14 年 11 月）」…【15 年度答申】
- ・「平成 16 年度の税制改正に関する答申（平成 15 年 12 月）」……………【16 年度答申】
- ・「平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月）」……………【17 年度答申】
- ・「平成 18 年度の税制改正に関する答申（平成 17 年 11 月）」……………【18 年度答申】
- ・「平成 19 年度の税制改正に関する答申（平成 18 年 12 月）」……………【19 年度答申】

項 目	指 摘 事 項
I 消費税 1. 基本的考え方	○ 高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、2010 年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け、歳出・歳入両面から財政構造改革を進めていかなばならない。歳出改革路線の堅持・強化とあわせ、消費税についても国民的な議論を行っていくべきである。 消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築する上で重要な税である。今後の税体系構築にあたっては、国民の理解を得る努力を払いつつ、消費税の税率を引き上げていくことが必要である。【17 年度答申】 ○ 消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしている。同時に、その税収は安定的に推移し現在では国税収入の約 2 割を占めるなど、わが国税制における基幹税の一つとして国民の間に定着してきた。 少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。これに関連し、所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。【少子化答申】 ○ 消費税は、少子・高齢化社会において、勤労世代に過度の負担を求めず、経済活動に対し中立的である等の性格から、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため極めて重要な税である。 社会保障支出の増大や財政構造改革を展望すれば、今後、税率を引き上げ、消費税の役割を高めていく必要がある。このためには、徹底した行財政改革を進めるとともに、消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要がある。【基本方針】 ⇒中小事業者に対する特例措置の縮減、申告納付回数の増加、総額表示の義務付け（平成 15 年度）

項 目	指 摘 事 項
2. 税率構造等	○ 将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。しかしながら、消費税の税率構造のあり方については、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは極力単一税率が望ましい。低所得者層に対する配慮については、税制全体や歳出面を含めた財政全体の中で、近年の民間非営利活動の広がりをも踏まえつつ、十分な吟味が行われるべきであろう。(中略) これらについては、今後の消費税率の水準に関する議論も踏まえ、高い税率水準の下で複数税率を採用している欧州諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めていくべきである。【17年度答申】 ○ 所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。【基本方針・少子化答申】 ○ 非課税範囲の拡大やゼロ税率の採用については、消費一般に対して広く公平に負担を求めるという消費税の特徴を大きく損なうなどの問題があることから適当でない。【基本方針】 ○ 食料品等に対する軽減税率を採用する場合においても、事業者の事務負担をはじめとする社会経済的コスト等に配慮する観点から、その範囲は極力限定する必要がある。【基本方針】 ○ 複数税率の下では、軽減税率の対象範囲にもよりますが、基本的には、税額が記載された請求書等(ヨーロッパ諸国における「インボイス」)の保存を仕入税額控除の要件とすることが必要であり、また、簡易課税制度などの中小事業者に対する特例措置についても、単一税率の場合とは異なる観点からの検討を要することになると考えられます。【現状と課題】 ○ 仮に、食料品などに対して軽減税率を設ける場合、一定の税收を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ません。【現状と課題】 ○ 軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における消費税率の水準の下で、個人所得課税などを含めた税制全体、ひいては社会保障制度などをはじめとする財政全体を通じて見てもなお、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、その上で、政策的配慮の必要性和制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題です。【現状と課題】

項 目	指 摘 事 項
3. 中小事業者に対する特例措置 (1) 事業者免税点制度 (2) 簡易課税制度	○ 少子・高齢社会における消費税の重要性に鑑み、消費税に対する信頼性・制度の透明性の向上を図る観点から、平成 15 年度税制改正において中小事業者に対する特例措置の見直し等抜本的な改革を講じたところである。【少子化答申】 ○ 事業者免税点の水準（課税売上高が 3, 000 万円以下）は、消費税の創設当初から長期間にわたって据え置かれ、依然として 6 割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかと疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景となっている。また、わが国の免税点水準は諸外国と比べても極めて高くなっている。 こうしたことを踏まえ、免税事業者の割合を現在の 6 割強から相当程度縮小させるべく、現行の免税点制度を大幅に縮小する。その際、法人については、既に法人税法に基づき申告・記帳の事務を行っていることから、免税事業者から除外すべきであろう。【基本方針・15 年度答申】 ○ 現行の高い免税点水準の下では、事業者間取引を行う免税事業者が多数存在することを踏まえ、免税事業者からの仕入税額控除が認められている。その結果、消費税制度の透明性が低くなっているという問題については、後述するインボイス制度の検討に先立ち、事業者免税点の水準を大幅に縮減することで対応が可能である。【基本方針】 ⇒事業者免税点制度の適用上限の引下げ（平成 15 年度） ○ 簡易課税制度については、これまで二度にわたり適用上限の引下げやみなし仕入率の改正が行われてきた。しかしながら、基本的にはすべての事業者に対して本則の計算方法による対応を求めるべきである。また、中小事業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している実態が認められる。こうしたことから、免税点制度の改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮しつつ、簡易課税制度を原則廃止することが適当である。【基本方針・15 年度答申】 ⇒簡易課税制度の適用上限の引下げ（平成 15 年度）

項 目	指 摘 事 項
4. 申告納付制度	○ 申告納付制度については、これまでも消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮し、納税者の事務負担や税務行政コスト等にも留意しつつ、申告納付回数の増加を図ることとする。【基本方針・15年度答申】 ⇒申告納付回数の増加（平成15年度）
5. 総額表示方式	○ 消費者に対し消費税を含めた価格の総額を表示すること（総額表示方式）は、消費者の便宜を図る観点から積極的に検討されるべきである。ヨーロッパ諸国と同様、今後、消費者保護行政等の中で早急に具体化が図られるよう、関係機関において適切に対応していく必要がある。【基本方針・15年度答申】 ⇒総額表示の義務付け（平成15年度）

項 目	指 摘 事 項
6. インボイス方式	○ 将来、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」の採用が検討課題となる。これらについては、今後の消費税率の水準に関する議論も踏まえ、高い税率水準の下で複数税率を採用している欧州諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めていくべきである。【17年度答申】 ○ 請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。【少子化答申】 ○ 消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる「インボイス方式」の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、複数税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。【基本方針】 ○ 今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要です。【現状と課題】 ○ その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題があります。【現状と課題】

項 目	指 摘 事 項
7. 使 途	○ 消費税は、わが国財政全体にとって重要な役割を果たすべき税であり、基本的に一般財源とすべきである。しかしながら、今後、税率を引き上げる際には、国民の理解を得るため、社会保障の給付水準との関係を明確に説明することが必要であろう。【17年度答申】 ○ 消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成11年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。【少子化答申】 ○ 消費税は、もともと物品税の廃止、所得課税の減税などと併せて一般財源として創設されたものであり、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であること、目的税化は財政の硬直化を招くおそれがあること、さらには、諸外国においても消費税を目的税としている例は見当たらないことなどから、消費税を福祉目的税とすることについては、慎重に検討すべきであるとの意見が多数ありました。【現状と課題】 ○ 他方、将来の税財政のあり方を考える上で、社会保障給付の増大にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実が不可避であるとすれば、福祉目的税化も検討に値する考え方であるとの意見がありました。また、消費税の福祉目的税化は、将来の税財政のあり方に大きな影響を及ぼすものであることから、少なくとも社会保障経費については、将来世代に負担を先送りするのではなく、消費税の充実によって対応していくということではなければ、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、といった意見もありました。【現状と課題】 ○ この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題であり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。 【現状と課題】

項 目	指 摘 事 項
8. 地方消費税	○ 地方消費税の使途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。 【現状と課題】 ○ 地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。【現状と課題・基本方針・少子化答申】 ○ 地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。しかしながら、地方消費税は、税の累積を排除するため、生産、流通、販売などの各段階において、売上に係る税額から仕入れに係る税額を控除して納付税額を算出する国の消費税の制度と一体のものとして仕組みされており、全国一律の税率が前提となっている。また、国が委託を受け、消費税とあわせて徴収を行っており、地方が直接に税を徴収する仕組みとなっていない。このような点はあるが、地方においても福祉サービスの安定的な提供が求められている中、地方消費税の役割は重要である。 【16年度答申】 ○ 消費税・地方消費税については、少子・高齢化の進展に対応し、ともに充実を目指すことが課題であり、これについても併せて検討を進めていく必要がある。【16年度答申】

項 目	指 摘 事 項
Ⅲ 道路特定財源	○ 道路特定財源等の特定財源については、資源の適正な配分を歪め財政を硬直化させる可能性があることから、一般財源として活用していくべきである。【基本方針・15年度答申・18年度答申】 ○ 道路特定財源を含むエネルギー関係諸税等については、資源節約・消費抑制・社会的コストといった観点や諸外国と比較して税負担水準が低い状況にあること、地球温暖化対策が求められている中で税負担水準の引下げには問題が多いこと、さらには国・地方を通じた極めて厳しい財政事情等を考慮すると、納税者の理解を求めつつ、現行の税負担水準を維持することが適当である。【基本方針・15年度答申・18年度答申】 ○ 道路特定財源については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」で定められた基本方針に沿って、現行の税率水準を維持し、納税者の理解を得つつ、一般財源化を図るべく、具体案を取りまとめるべきである。【19年度答申】 ○ 現行の自動車関係諸税は税目が多く複雑であるとの指摘もあり、自動車に係る税体系のあり方は今後の検討課題である。【基本方針】

項 目	指 摘 事 項
IV 地球温暖化問題への対応	○ いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになるため、国民の理解と協力が不可欠である。【現状と課題・基本方針・15 年度答申・少子化答申・17 年度答申】 ○ 公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能に照らして考えた場合、特定の政策目的に税制を活用することや政策目的が実現されるにつれて税収が通減していくという性質を有するものは「課徴金」ではないかという意見もあり、こうした基本的な点について、今後、十分な議論をしていく必要がある。【少子化答申】 ○ 環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の使途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。【17 年度答申】 ○ 環境負荷の原因者に追加的な負担を求めることによって生じる税収を地球温暖化対策などの環境対策のために用いるべきか否かの問題がある。一般財源にするか、目的税又は特定財源にするかについては、税の基本的な考え方に沿って検討する必要がある。【現状と課題・少子化答申】 ○ いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。【17 年度答申・18 年度答申・19 年度答申】 ○ 現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。【18 年度答申】